

平成29年度 第6回松島部会 会議録

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・日 時 | 平成30年2月16日（金）午後2時から午後4時まで |
| ・場 所 | 松島町文化観光交流館 研修室 |
| ・出席委員 | 入間田部会長、平吹委員、小林委員、温井委員、松本委員 |
| ・出席職員 | 山田文化財保護課長ほか（別紙名簿のとおり） |

1 開会（司会：保存活用班 須賀班長）

ただいまから、平成29年度第6回宮城県文化財保護審議会松島部会を開催いたします。
開会に当たりまして、山田文化財保護課長から、御挨拶を申し上げます。

2 挨拶（山田課長）

先程は寒い中ありがとうございました。大分天気が良いかと思いましたが、やはり風が当たると寒かったですね。現地視察していただきましたが、丸山さんのせっかく作っていただいた工夫も残念ながら立つことができず、しかし写真がございましたので、状況を御理解いただけたかと思えます。

これから、改めまして、松島水族館跡地の松島湾ダーランドミュージアム計画の案件について御審議いただきたいと思えます。これまで3回協議をしていただいておりますが、施設のデザイン等については、いただきました御意見を事業者の丸山さんにお伝えしまして、可能な限りの検討をしてもらいました。それらにつきましては、事前に先生方にもお伝えしていたところであります。本日は、改めましてこの計画がプロポーザルで採用された経緯等も確認していただき、さらに御審議いただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※非公開の可否について、（1）協議事項「特別名勝松島の現状変更について」を非公開とする旨、委員より了承された。

※傍聴者なし

（1）協議 特別名勝松島の現状変更について<非公開>

（2）諮問 「(仮)松島湾ダーランドミュージアム計画」について

(入間田部会長)

では、ここからは公開になります。事務局から説明をお願いします。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

それでは、本日の諮問事項、松島町の「(仮) 松島湾ダーランドミュージアム施設の計画」について御説明いたします。

この案件につきましては、8月以降、3回にわたって松島部会で御審議いただき、8月部会の際には現地視察も行っていただきました。また、今日も現地視察、御審議いただきました。これらの審議、現地視察等を踏まえまして、本日の諮問ということになります。

関係する資料は、会議次第に綴じております資料の1ページから4ページ、それから別添のA3綴じの20ページの資料となります。

まず会議次第の資料の3ページ、「現状変更概要」を御覧下さい。申請者は、蔵王町に本社があります丸山株式会社、申請年月日は平成30年2月7日、予定工期が許可日から平成32年3月31日となっております。現状変更の位置は、宮城郡松島町松島字波打浜18番地及び22番1、場所については既に御承知いただいている場所ですので、図面等での説明は省略いたします。

次に「現状変更の規模・内容の概要」ですが、これまでの御審議で、事業内容はおおよそ御理解いただいているかと思えます。本申請は、飲食・物販店舗、ギャラリーなどの複合施設、仮称松島湾ダーランドミュージアムの建設ということになります。松島の保護地区としては第1種保護地区、1C地区となります。事業計画面積が6,541.97㎡です。本体施設は木造構造・2階建て、建築面積は1273.49㎡、最高高さは9.95mです。屋根は、切り妻造り、ガルバリウム鋼板縦ハゼ葺き、色調は銀黒、外壁は白色系の漆喰調塗壁、及び黒色系の角波カラー鋼板、化粧腰板には木製、黒色系を用いるという計画でございます。通路には金属製手すりが付きますが、色は灰色系となります。続いて塔ですが、木造構造・二階建て、形が十角形となります。面積は59.34㎡、屋根までの高さは14.95m、この上に取り付く相輪、避雷針の役割も持っているということですが、さらに4.95mが加わります。トータルで言いますと、19、20m近くになります。屋根も十角形状、銀黒のガルバリウム鋼板横葺きとなります。外壁が白色系の漆喰調塗壁、朱色の木製手すりが付きます。次に付帯施設等ですが、駐車場は2台分のみということで35㎡です。中央の広場は1,200㎡で灰色系の透水性アスファルト舗装となります。それから、海側に設置する池ですが、面積は216.8㎡、深さは20cmほどになります。子供達が遊べる浅い水場といったイメージかと思えます。崖側に沿って設置される園路は、長さ122m、幅1.8m、茶系の排水性舗装の計画です。植栽はイロハモミジなど、ここに記載の種類の樹木を植える計画ということですが、植栽に伴う盛土は、20cmから70cmほどになります。また、植栽のエリアには、景石や砂利なども配する計画でございます。外灯は、園路や池周辺を中心にフットライトを48基設置する予定です。背の高い外灯は今のところ計画していないとのことです。なお、看板とかサインですが、まだ決まっていないとのことで、今後、決まってから別途申請になる予定です。

続いて、A3判の資料を御覧下さい。資料の大半はこれまでの部会で提示しておりますので、簡単に説明させていただきます。1ページ、2ページは、事業計画の概要をまとめた文章になります。さきほどの「現状変更の概要」で述べた内容になります。3ページ目は、「松島パークホテルからの施設建築への反映について」になります。今回の事業計画のコンセプトには、かつての松島パークホテルがあることから、それを今回の計画にどのように取り入れているかの説明になります。4ページ目は位置図、次の5ページ目が航空写真に位置を示したのになります。航空写真は右手側が海になりますが、まだ松島水族館が移っているものです。続いて、6ページが全体配置図、7ページが1階平面図、8ページ目が2階平面図、9ページ目が屋上・屋根平面図になります。以前の部会資料と基本的には大きな変更はありませんが、いくつか変更になった部分があります。1つは、1階と2階の間に庇を新たに付けた部分があります。次の10ページ目の立面図を見ていただくと分かりますが、中段の図の左手側、1階と2階の間に庇が付いています。前回の部会以降に、この部分にも庇をつけることにしたということです。それから、中央のエントランスに1階から2階へ上がる階段がありましたが、これが無くなって、建物の内部に設置するということです。入り口方向から中が見通しが少し良くなると言えるかもしれません。11ページ目は断面図になります。これは以前のものに変更ありません。12頁目は植栽図で、樹種については左肩の表に示したようになります。なお植栽エリアでは、低いところで20cm、高いところで50cmから70cmほどの盛土を行い、島状のイメージを造りだすとのこと。13ページ、14ページは植栽樹木の参考資料です。14ページ下段には、景石や砂利敷きのイメージが示してあります。15ページ目は、広場や園路などの舗装のイメージを示したのになります。図の中に十字の赤線が引いてありますが、この断面を表した図が、次の16ページになります。極力、現地盤を活かした造成ということで、植栽エリアに若干の盛土をする程度とのこと。次の17ページ、こちらは広場や園路、人工池等の舗装断面となります。18ページ目はフットライトの設置図になります。園路や池の周辺部を中心に3種のフットライトを48基、配置する計画です。次の19ページ、20ページがパース図になります。19ページの図を御覧いただくと、左手側では1階と2階の間に庇が着いていること、中央入り口の右手側にあった階段がなくなっていることがお分かりになるかと思えます。

最後にまとめたいと思います。A4の資料にも戻っていただいて4ページ「現状変更概要」の「許可した場合の指定物件への影響」の欄を御覧下さい。申請地は保存管理計画に定める第1種保護地区、1C地区に当たっておりますが、建築物の新築につきましては、周囲の風致景観に影響を与えない範囲で認められております。本申請は、飲食・物販店舗、ギャラリー等の複合施設の新築ということで、かつて松島公園に建設されていた松島パークホテルのイメージを継承することを意図しまして、その施設配置、塔の建設等も含まれますが、その意匠を取り入れた計画となっております。本体建物の規模は、以前、この場所にあった施設の規模を超えるものではなく、屋根や外壁には明度・彩度の低い色彩が採用されています。施設中央に位置する塔ですが、これまでも御審議いただいておりますとおり、保存管理計画に定める取扱指針の高さを超えるものではありませんが、かつての松島パークホテルという歴

史的建築物のイメージを継承するという目的は、先ほど県観光課からもお話がありましたが、県が所管する事業選考委員会で評価されたものであり、施設に対する地元の理解も得られていること、それから塔の規模からすると周囲の景観への影響は少ないと見られることなどから、この高さはやむを得ないものと考えております。なお、周囲の景観に配慮して植栽等による修景も図られておりますので、当施設が周囲の風致景観を損ねるおそれは小さいと思われま

す。以上のことから、今回の現状変更につきましては、特別名勝松島の保存に影響を与えるものではないと考えております。県教育委員会の意見としましては、許可しても差し支えないと考えておりますけれども、本案件につきまして、御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

(入間田部会長)

はい、ありがとうございます。では、これについての御意見、御質問を伺いたいと思います。それから、今の報告では直接は触れていないんですけども、これまでの我々の議論の中で、もし今回これを例外的に認めるとすると、同じようなことが次から次へと降ってこないように、きちんとした形で今回の議論の結果をまとめるとか、今後の指針についてはっきりさせようかという議論もしましたが、そういう点については、事務局としてはどのようにお考えですか。

(山田課長)

私どもも、前回、特に小林先生の御意見もございまして、それについて考えているところでございます。事務局側、県の教育委員会だけで東松島市や塩竈市とも全然連絡も取っておりませんが、たたき台のようなものを佐久間の方からメールを通じて先生方にも差し上げているところです。考えていく道筋としましては、先生がおっしゃるように、これまで例外的に認めてきたものがいくつかございました。このように大きな規模のものは初めてですが。そういったものはどういう理由で認めたのかということ、今回もこれを認めるとすると、どういう理由としてふさわしいかを考えての案でございました。これにつきましては、先程も御意見いただきましたが、事務局としましては、もっともっと考えていかなければいけないと思いますし、さらには同じように許可権限を持っている東松島市、塩竈市とも共通のものを持たなければいけないと思いますので、まずは事務局側で案を作らせていただいて、それぞれを3つの審議会にお諮りして、また私たち事務局で考えてフィードバックするような形で慎重に進んでいかなければいけないと思ひまして、あえて今回、既にその取扱いの指針であるかのようにしてこれを評価するということはしないでおこうと考えた次第です。

(入間田部会長)

すると、答えをいただいてそれを議論する機会というのは、そんなに遅くない時期に答えをいただいて、きちんとそこはするということですね。

(山田課長)

はい。そうさせていただきたいと思います。

(入間田部会長)

ではそのことも含めて御意見、御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(小林委員)

今日の最後の評価書で、私は1点抜けているのではないかなと思うんですが、今回のこの計画案では、背後の崖面をきちんと保存して、かつ活用というか、皆に見える形にして活かしているという点を評価すべきだと思います。逆にそこを評価しようとする、やはり足元までちゃんと残しておいてほしいわけですね。今日の16ページの断面図を見ますと、植栽と称して盛土がされていて、現状がどのラインかはっきりしていませんが、少なくとも建物が建つ地盤面よりは大幅下がっていたはずだと思います。それに対して水平からさらに植栽と称して盛り上がっている、これはいかなものかと。それで12ページを見ますと、しかしそうは言っても、この敷地境界線がこのあたりにありまして、実は全部が全部敷地ではなく崖面の足元は敷地外になっていますので、おそらく現状は残るのだろうと。そうするとそこに大きな段差が生じますので、ここまで行くと間際まで上がって、がくつと溝のように落ちていって洞窟が植栽に隠れてしまうんですね。これではあまり景観的に活かしているとは言えないのではないかなと思います。せっかく松島の地形をきちんと残して活用しようとするところを評価するとしたら、逆にこういったところは景色として建物側や広場側あるいは遠路側から見た時にもうまく見えるような形で配慮していただきたいと思っております。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

よろしいでしょうか。具体的な話になりますが、15ページの図ですが、黒い数字でプラス20とかプラス70と、この崖面側にも数値が入っておりますが、これがこの植栽に伴って盛土する厚さということです。20cm程度であればそんなにですが、ただ70となるとそれなりの高さになりますので、この崖面側の足元との高低差は若干生じることとなりますが、このあたりをもう少し、小林先生がおっしゃったのは…。

(小林委員)

こちら側から見た時に崖面がどのように見えるかというのは、シミュレーションとはいかなくても現地でお話したように町や公園事務所等と事業者の間で調整していただきたいです。

(入間田部会長)

そうですね。我々も今回の評価で南側の崖面をどのくらいきちんとアピールできるかということも議論したので、盛土でアピールできなくなったのでは元も子もないと思いますので、そこは盛土の問題とか植栽の問題とかは調整可能ですよね。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。そこは調整できるかと思います。

(入間田部会長)

南側の崖面をきちんとアピールするという事は、むしろ今回の計画の評価点として挙げてもいいことなので、そういうことで御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

(小林委員)

付け加えてよろしいでしょうか。全部が全部、足元を見せるように言っているのではないんですね。例えば、トンネルの跡とか大事なポイントがありますよね。

(山田課長)

岩窟とかですね。

(小林委員)

それをこちら側から見た時に感動的と思われる風景がありますよね。全部が全部、一様に隠してしまったり、植栽でごまかしてしまったりするとそういうものが台無しになってしまいます。それをもっと活かすという気持ちでデザインのスタディをしてほしいと思います。

(入間田部会長)

それは丸山さんの説明の中にも最初、十分にアピールしたいという話もあったので、その主旨を一貫してほしいということです。

(小林委員)

例えばライトアップするとか、そういうものを協議していただいて良いかもしれません。

(入間田部会長)

ありがとうございました。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

1点よろしいでしょうか。小林先生から、この指定物件への影響の文章の中で崖面に関わ

るポイントが抜けているということですので、そこはこちらで調整して、そういった文言をここに盛り込みたいと思いますが、それは例えば部会長の御承認をいただく、あるいは事務局の中で調整させていただくということによろしいでしょうか。

(入間田部会長)

そうですね。個別に、場合によっては小林先生に伺うとして、直接は私が承りたいと思います。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

では、入間田先生に修正案をお見せして御承認いただくようにいたします。

(入間田部会長)

元々の景観的要素を最大限にアピールすると。だから場合によってはそのことをきちんと評価の文章に書き加えてもいいくらいということです。もう1つは雄島とのアクセスの問題とかがあるんですけども、崖面の所を通って雄島があるということを考慮した上で、南側の崖面をどう活かすかということをお我々としては1番受け止めて、今回の案をポジティブに評価したそもそもの大きな本筋なんですね。ですからそこは2、3行でもいいから書いていただいてアピールするのが今回の提案の占めているところであるということをおきちんと書いておいた方がいいのかもしれない。

そのほかに何かございますか。

(小林委員)

先ほどの温井委員から出た問題をまた蒸し返しますが、今度は議論させていただきたいと思いますが、先にお話したとおり、10mを超えてもいいだろうと考える理由の1つがこの歴史性を受け止めてというところですが、これが事業者からも設計者からもそういう説明がなされていて、それは結構なことだと思いますが、本当に歴史性を受け止めているのかどうかというところが問題だと思います。これは最初から復元であれば問題ないということは、意見として申し上げましたが、実際に上がってきた計画案がそのように認めるだけのクオリティを持っているかというところが問題です。先ほど、周辺を見渡しますと、隣の公園のトイレですね、似たような漆喰造りで多角形の構造を持っているのだけれども、レツルの松島パークホテルの写真を見るとやはり重厚感がありまして全く異なる。温井委員の指摘するように、このクオリティを上げることが出来れば良いのですが。しかし、上げるというのは事業者側に期待しても無理だと思うんですね、当然、事業単価が上がりますので。何らかの方法があるのであれば、ぜひクオリティを上げるような支援をお願いしたいと思うのですが、その点事務局はどうお考えですか。

(山田課長)

私どもから要望をお伝えすることはもちろん出来るのですが、支援となりますと、私たち文化財側からは為す術がないというのがあります。

(入間田部会長)

つまり、その設計が出てきてそこにGOサインを出す委員会はここではないと思いますけども、設計に関わる会議体はどこなのと。県なり町なりでこれが歴史的なことを踏まえているというのが判断されるということですね。

(山田課長)

そうですね。

(入間田部会長)

だからそういう点では県や町の方で丸山さんの説明を受け止めて、こういう設計でもそれなりに松島パークホテルのイメージを受けていると判断されているわけですね。

(小林委員)

意見を申し上げてもよろしいでしょうか。それは既に補助の対象として認めて今日のような資料を配っておられるわけですから、県の観光課としては認めているのだと思うんですね。それからあともう1つあるのは景観計画ですけれども、景観計画はこの名勝の方に準じているとおっしゃっているわけですから基本的にここで認められたら認めることになりますね。ですから、最終的に何らかの口をはさむとしたら名勝しかないということですね。

(山田課長)

そうですね。

(入間田部会長)

そうすると、ここで要望なりを申し上げることは出来る。

(小林委員)

要望されてもおそらく出来ないものは出来ないですね。ですから、我々としては現状で出されているものをこれで良しとするかどうか。

(入間田部会長)

そういう判断しかない。

(小林委員)

要望は要望として希望的に申し上げることはできても、おそらく実現しないだろうと。

(入間田部会長)

そうするとやはりここで県が判断されたものを見て我々もどのように判断するかということですね。

(小林委員)

手続きとしてはそうですが、温井委員の意見をもっと伺いたいですね。

(温井委員)

この諮問案の所で、「かつての松島パークホテルという歴史的建築物のイメージを継承する目的は県が所管する事業選考委員会で評価されたものであり」、これは確かに選考委員会で評価されたものですよね。ただ、その時と塔の位置が違うので、大分見栄えが違っていると思います。この文言自体は間違っていない。「施設に対する地元の理解も得られていること」、ここは先ほどの、選考委員長がその後のことは知らないとおっしゃっていて、事前に公募条件のところでは確かに説明があって、地元の思いも汲み上げていますが、出てきたものに対して地元の方がどれくらい見ているのかということは今日の協議の話し合いを見るとどうでしょうか。まだこの文言の「得られていること」に対しては。プロポーザルの委員会、その後の新聞等で絵は見ているわけですね、そこまではこのとおりかと思いますが、塔を中央に持ってきた話とか、どうでしょうか。

(小林委員)

よろしいですか。これは先ほども町から御説明がありまして、当初、駅からのデッキの上に取り付けて付けたような塔があるのは不自然で、それよりはこちらの方が良いだろう、つまりこちらのコメントも踏まえて中央部分に持って来てきちんとした形にしたというのがよりイメージを継承したものになったという解釈ですね。地元からは特に、マスコミの報道に加えて町長からもぜひつくりたいという要望があったということですから、地元の理解も得られていることだと思います。

(山田課長)

その点に関しては9月25日に報告会を観光課でされています。これについてもう一度お願いします。

(県観光課 斗ヶ沢課長補佐)

先ほども御説明しましたが、9月25日に改めて松島町へ赴きまして、私どもから事業計画の説明と、丸山さんから企画提案の説明をいたしました。80名を超える多くの方に出会っていただいて、地元の方の興味関心ですとか期待の高さを感じたところでございます。

(入間田部会長)

その時にこれは見せているわけですね。

(県観光課 斗ヶ沢課長補佐)

その時は映像を。配ってはいないですね。

(入間田部会長)

見せているわけね。

(温井委員)

配ってはいないけど、その場では皆さんにパワーポイントなど映るもので。

(県観光課 斗ヶ沢課長補佐)

パワーポイントだったと。

(松島町企画調整課 小松課長)

結局、現状変更の方向性がまだあの時点では定まっていなかったなので、まだ確定していない情報を皆さんに広めるというのは行政として慎まなければならないということで控えたということが実情でございます。

(温井委員)

そうすると、塔が中央に位置した絵というのは、見ているのは設計者とこのメンバーということでもいいのでしょうか。

(松島町企画調整課 小松課長)

そうですね。町でもごく一部です。

(温井委員)

なるほど。そうすると諮問の文言で、皆さんが評価していることを踏まえてOKというのは少しひっかかる所ではありますね。

(山田課長)

はい。

(入間田部会長)

この文章は、パークホテルという歴史的なイメージを継承する目的について、選考委員会で評価されたわけで、その目的については地元の理解も得られていると読むのだと思いま

す。ですから、あくまでもそういう点では、本来のパークホテルの継承というレベルでは地元の理解も得られていると。おっしゃるように、この絵を示してその理解まで得られているわけではないというのはあります。でも、こういう目的の下に今回出てきたので、やはり我々としてはその目的に即してこれがOKかOKでないかとどこで判断するかですかね。

(温井委員)

これは特別名勝松島の部会のシステムで許可ということになるわけですが、そうすると、ここの文言にあるように、既に得られていることを条件に、それを確認した上で許可するというのは確かに許可と思いますが、ただ要望という話も、条件を付けることがないわけではないのですね。それで、これを過去形でなく地元の理解を条件にと言いますか、もう一度、公開する場を設けていただくようなことをここの文言に入れてこの部会での許可という形はシステムとしては有りということでしょうか。

(松島町企画調整課 小松課長)

町の立場での意見なんですけど、あくまでも民設なんです。それで、町が町民の税金を使って補助金を出すとかなければやはり住民の意見を聞いていかなければならない。これはルールかと思いますが、そこまでは今回は町として対応しかねるかだと思います。

(温井委員)

町でなくて事業者に要望するならいいのですね。

(松島町企画調整課 小松課長)

要望ならできると思います。町民の意見を多くするという所までは難しいです。

(温井委員)

実は、この前の審議会でも少しお話しましたが、ついこの間12月に、鶴岡市でコミュニティーアーキテクトという仕組みを導入しまして、民間の建物でも大規模なものについては審議して、要望する形なんですけど、事業者・設計者を入れて意匠とか色とか高さについても言うんですけども、予めまちづくりの計画の方針があるので、それに合っているかと言うことで意見を言う。ただ、それは許可とかをすることではないと。そのような強いものではないのですが、そういうことをしておりまして、民間の事業者に対してもやっているんですね。それで、この特別名勝の中なので、話の筋合いとしては、まさに民間の建物ですから、そういう確認を取ってほしいという手続きを条件に入れて許可という形はどうでしょう。想像すると、一般市民の方とか商業者の方はどうでしょう、実はパース、絵を見てもあまり言わないかもしれません。たぶん建築家は議論になると思いますね。出来た後、実物を見て色々議論が出てくると思います。その時に、このようなものが出来てしまったと思うのですが。

(入間田部会長)

繰り返しになりますが、この部会の結論は、つまり景観にどう影響を与えるかという守備範囲の中で、その与えるか与えないかという判断の時に予めこの地元の許可を得たものでないといけないということを、一般的にそういう条項を入れてしまうことは少し違うと思うんです。そこは我々の守備範囲から言えば周囲の景観、風致に影響を与えないということとそれをそれ自体として判断すると、それでその時に例えば設計についての建築学的な判断だとか、そういう地元の理解が得られたかどうかという話は大事なことですけれども、でも我々が判断する時には、むしろここで議論する前提になっている話なので、ここでそういう条件を、例えば地元の理解を得ることという条件を付けるのは少し我々の守備範囲とは違う物言いをしている気がします。ですから、要望ということでお伝えすることはお願いできるかと思いますが、きちんとそれを条件として入れることについては少し違和感があります。

(温井委員)

了解いたしました。

(入間田部会長)

つまり、建築家の集まりのところでデザインについてのこういう議論をするのであれば盛大にやっていますよね。けどそこは、我々は専門家でも何でもないので、極端に言う判断する資料がそもそもないですね。我々がここで与えられた任務というのは、周囲の景観に影響を与えるかどうか、それから、目的がパークホテルの継承ということで、そういう説明を受けて、始めのプロポーザル選考委員会で選定されているということを受けとめて、ということなので。そこの所をやはり能力を超えてはいけないと思うんですよね。消極的な発言ではあるんですけども、そこは大事なことかなと思います。やはり最後は我々がこれを見て、我々自体の判断として大筋においてこれが周囲の風致景観に影響を与えない、しかも大きな説明としてパークホテルの意匠を継承しているという謳い文句に合致しているかしていないかだと思うんですね。いかがでしょうか。

(小林委員)

私も基本的には9月25日の報告会をされて、これだけの方に説明されている、しかもこういう形でイメージを継承するという方向性は変わっていないわけですね。その時点で異議がないということは地元からも評価されていると受けとめるべきだと思います。部会長のおっしゃるとおり、許可条件とすると当然厳し過ぎますし、越権的なところもどうかということです。ただ、1点だけ文化財側への要望ですが、確かにこれは歴史的建造物を復元しているわけでもないし、かと言って全くの偽物でもないし、その中間のイミテーションと言いますか、イメージをやや継承しているものだと。それは地元の方には前例としないという

ことをよく言っていただきたいと思います。このレベルの継承では今後認めるかどうか分からない。毎回まがいものがどんどん増えていくということに関しては、私は不安を覚えています。もう1つ復元で大事なことは、それが本物か本物でないかをはっきりさせることだと思います。これが本物のように思われてはまずいわけで、いずれどこかの段階で予算が付けられればそこに説明サインを入れてほしいと思います。本来のレツルタワー、パークホテルはこういうものだったというのをきちんと側に置いて、それとは違うけれども模しているという説明ですね。

(入間田部会長)

そうですね。

(小林委員)

それを入れることも事業者に納得しておいていただきたいと思います。

(入間田部会長)

それは資料展示の中に、ホテルの写真だったり、きちんと提示していただいて、このイメージを継承して今回このように真ん中に塔を建てたということを知るようにしていただきたい。

(松島町企画調整課 小松課長)

よろしいでしょうか。今、県観光課さんに確認したんですけど、丸山さんと県、丸山さんと町と打合せ課程が今までであった中で、県観光課とはその話題になっていなかったみたいですが、私どもの話の中ではレツルタワーに関してのPR、あくまでもこの建物は何なのかと関心を持ってもらった時の対応のために、しっかりしたPR板、パークホテルが大正年間に出来て昭和44年に焼失しましたが、ヤン・レツルという設計者が建てて実際の寸法はこのくらいだったと。それが寺田さんという知事のつながりで、広島県知事になった時に広島産業奨励館つながったという物語をしっかりとPRしたいという計画は聞いています。

(入間田部会長)

それはぜひやってほしいですね。

(温井委員)

条件に入れるというのは撤回いたします。そもそも、配慮すれば実現できるかと言うと非常に難しいと思います。私の解決策は、モニュメンタルなもので実現しようという考え方、その野心を捨てるべきだと思います。ただこれは私の考えなので、これだと始めから違ってしまいうわけですが。もしそういう大ごとがこの期に及んであるとすれば、それは町民が運動でも起こすとか、そうなれば話は別だと思いますけど、この部会では確かに難しい。それか

ら、むしろ部会から言われてとなると県、町としても大変になると思います。ただ、中途半端にやや継承したものが出来てしまうということ考えた時には、この文言の中に、それを評価したような文言はなるべく消しておいた方が良い気もするんですね。門前払いというか、この部会の範囲外という感じに、そういう所はむしろ扱わなかったとした方が本当はいいのかなと思います。

(小林委員)

提案です。この「歴史的建築物の」を消せばいいのではないですか。「松島パークホテルのイメージを継承する目的は」まで。

(温井委員)

その方がいいかもしれないですね。

(入間田部会長)

やはりそれでプロポーザルを通ったわけだし、我々もそれを言おうとして、今までポジティブに受けとめてきたわけですから、「その施設配置や意匠を取り入れた」という所が、やや継承という所になるのかと思うんですけれどね。イメージを継承する目的というものは専門委員会で評価されたわけだし。その目的は地元でも理解を得られたわけですから。そこはやはりポジティブに受けとめていいのだと思います。

(温井委員)

私も小林先生に賛成です。理念としては非常にいいと思うんですね。そういう方向性でこれからまちづくりをしていくのもいいと思うんです。ただその時の技術的な問題とか、それはお金とか素材とか色々な条件があって、出来るか出来ないかというのは別次元の話で、そこについてはここでは扱わないということで。要望としては少し心配ですというのはお伝えしたので、それは外すという形で。実際は、駅からプラットホームの所では心配ですが、中に入れば当然見えるわけですから、そんなに影響ないと思いますし、向こうに少し見えるくらいはむしろなかなかいいのではないかと思います。

(小林委員)

今日は実験とシミュレーションを条件とした会議だったわけですね。ところが、実験は全部失敗しているんですね。この事態をどう受けとめるかというのが1つ、会議としては議論しておかなければならないと思います。実験をやって、それで我々が見て判断してよしとするシナリオと言いますか、前提条件が崩れているわけで、どう受けとめますか。

(温井委員)

前回の会議の時に、なかなか現地で見ても難しいだろうからその高さのロープを張るな

どというのは難しいですよというお話はしましたが、やはり難しくて実際今回もできなかったと思うんですね。ただ、パースを付けていただいて、それは非常に様子がわかるパースが出てきて、実際にそのパースがわかる位置まで移動しているわけですから、このパースは確かに嘘ではないと、実際このように見えるだろうと、そういう検証をしているので、今後そういう方法は非常に参考になると思います。

(入間田部会長)

電信柱などで補ったりしていて、今日の視察の目的はほぼ果たしたというふうに思うんですね。

(温井委員)

逆にもし本当に作ったとなると、今後作らなくてはならないようになるのも大変かなと思いますし、パースだったらすぐに付けられると思いますね。

(小林委員)

わかりました。シミュレーションパースを現地で確認したということですね。

もう1点、これは東松島市の委員会でもあるのですが、シミュレーションしたとおっしゃるのですが、どういう方法で作成したのかきちんと確認した方がいいと思うんですね。これは一体どういう手順で画面を当てはめたのかという説明をいただかないといけない。特に最後の、駅から見たパースというのは非常に大きく見えていて、本当に視点と対象物の距離関係を正確に捉えて重ねたかどうかわからない。現地の地形モデルを別途作って、そこに建物モデルを入れてパースをつくり、風景写真と照らし合わせて合体すれば、これが一番正確な方法だと思いますが、どういう手順でもってシミュレーションをやっているのかという所が大事だと思います。特に最後のは怪しいのできちんと作っていただかないと具合が悪いと思います。

(入間田部会長)

ここには丸山さんの担当者はおいでにならないのね。

(山田課長)

おりません。

(入間田部会長)

大き過ぎるのではないかと我々も言いながら歩いてたんですけども、少しアバウトな点はありましたね。

(小林委員)

絵を見ながら、建築パースを感覚的に当てはめているのではないかという恐れがあります。それは拙い方法だと思います。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

よろしいでしょうか。我々もそこまで確認をしていないのですが、当てはめる時に電柱が1つの目安になったと、12m、13m ですので。それを目安に建物を当てはめたという話は聞いております。

(入間田部会長)

そのへんは後で確認していただいて、著しく違っているのであれば、教えていただいて。OKとなったとしても、こういう付帯の説明資料はきちんと残すんですよね、ですからそこできちんとしたものが足りないのであれば替えていただくということができるかと。

ほかに、平吹さん、松本さん、いかがですか。よろしいでしょうか。それでは、御意見いただきましたけれども、今まで展示のあり方とか付帯資料の扱いとか色々なことがありましたが、結論的に言いますと、許可して差し支えないというこの意見を我々も承認するというところでよろしいでしょうか。

(部会委員)

はい。

(入間田部会長)

ありがとうございました。では、答申案をお配りして。

※答申案配布

※部会長が答申案を読み上げる

(入間田部会長)

では、メモしていただいていると思いますが、様々な御意見等がありましたので、事務局の方できちんとしていただきたいと思います。

(佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。先ほどの県の調書の文案については、我々で修正の上、入間田部会長に御承認いただくということで進めて参りたいと思います。

(入間田部会長)

よろしく申し上げます。

(小林委員)

よろしいですか。これは付帯的なことなのですが、2つだけ意見を述べさせていただきたいのですが、この10mを超える場合の要件に関して、1つは注意していただきたい点なのですが、この公共性という言葉が使われるとしたら、常に形容詞を付けていただきたいんですね。というのは、昔、都市計画が公共性と言って公共がやる事業は、都市計画の調整区域で学校がつくれたりとか大変な結果を引き起こした経過がありまして、むやみに公共性と言うと、公共事業体がやるものは皆良いと勘違いされてしまう恐れがあります。この公共性というのはあくまでも「地元、市民、県民に支持されているという意味での公共性」だと思います。そのへんを勘違いされないように、頭に言葉を付けていただきたいと思います。

(山田課長)

はい。

(小林委員)

もう1つはやはり、前にいただいたメモの中にはありませんが、設計全体でまわりの風景にうまく合致させるための配慮がきちんとなされているという場合は評価したいとは思いますが、それは改めて具体的な文案とか要件案が出た時に議論したいと思います。

(山田課長)

まず1点目については、ごもっともだなと思いました。2点目の設計全体が周囲の風景にマッチしているかというところですね、周辺の景観に調和しているということを改めて言うまでもなく、保存管理計画の大前提ですけれども、その所をもう少し具体的にする方法がいいのかと思います。

(入間田部会長)

南側全面の壁面や雄島の関係とか、最低限考慮された上での計画になっているとかそこも含めて、小林さんがおっしゃったようなこともきちんと書いておいた方がいいと思います。

(山田課長)

はい。

(小林委員)

今申し上げた総合性というのは、うまく調和しているというよりも、例えば部分的にはそれを超えているとか、今回、東松島市で体育館があるのですが、片流れで少し高さを超えてしまうんですけども、背後が崖面であって、逆にそれは隠したい崖面で、それをうまく隠しながら建物をうまく分節化して風景になじませようとしているとか、要は設計者が色彩

や形態や配置をトータルにコントロールして、一部分は高さを超えたとしても全体でうまく収まるような風景づくりをしている場合かと思います。

(入間田部会長)

ありがとうございました。

(小林委員)

もう1点は、忘れないうちに記録していただきたいのですが、今日の松島町さんのお答えの中に、松島町の景観計画は名勝の規定に準じるとあり、制度の範囲としてはそれで結構だと私は思うのですが、しかし、今日も歩いてみて、松島町の町並を海側から見た時の景観というのは、決して良い状態になっているとは思えないんですね。それは当然、文化財側でも、例えば次の保存管理計画の改訂の際には考えなければいけない問題、制度のあり方へとフィードバックしなければいけない問題だと思います。それを考えた時に、県ですべてこの広い名勝松島を細かくコントロールするというのは現実的ではないと思います。そうすると、地元側からもう少し、この町をもっと魅力的にするためにはこういう風景の作り方があるだろうと、例えば、屋根も外壁も現状では許容範囲が広いわけで、それではいいものはおそらくできないだろうとかですね、もう少し具体的にスタディしていただいて、積極的にもっと良い景観をつくるための景観計画とかその案を地元側から出していただきたいと思います。その計画をむしろ県の方で承認していくとかですね、この中に取り込んでいくくらいのサイクルがあつて然るべきではないかと思います。これは意見であつて、県へ申し上げているわけですが、もう少し詳細で実効的な景観計画というのを地元側にしっかり考えてもらうような仕組みが必要なのではなかろうかという問題提起です。

(入間田部会長)

それはぜひ、町の方で。

(松島町企画調整課 小松課長)

大変貴重な御意見をありがとうございます。条例制定したのが平成25年、まだ出来上がって間もないんですよ。当初、どのへんまで規制的なものやっつけていこうかと、その前段の準備とすれば当然、地元との意見交換も何回も重ねてとりあえず今のものが出来上がったという過程がありまして、やはり手探り状態というのがいまだに続いていまして、これは一回決めたものがずっと未来永劫というわけではなくて、これは行政の押し付けというわけにはいかないので、松島海岸地区の景観づくりについては、今までの景観条例をつくる過程でも非常に関心が高まってきていたのは事実なので、意識も大分高められたという効果がありますので、これをさらにブラッシュアップしながら地元とより良い未来の形をこれからも続けていきたいと思っております。

(入間田部会長)

はい。ありがとうございました。

(温井委員)

世界の松島湾という話がありましたので、本当にどうしたらいいのかということ町側で研究して、その時は規制だけでなく、建て替える補助とか色々織り交ぜながらでないといものは誘導できないと思うので、国際観光ということでお考えだと、名勝の景観づくりよりも上を行く案をぜひ町の方から出していただけたらと思います。

(入間田部会長)

私からも1つ。温井委員からも度々ありましたが、選考委員会で業者が決まって、そこから設計図が出てきた時に、その設計図について、特に建築の専門、デザインとかを議論する場所がないみたいね。言わば選考委員会で選んでしまうと、もちろん保健所とか行政的なチェックはすると思うんですけど、そこで本当は建築なりデザインなりの我々とは別の委員会をつくってですね。業者を選考したら後はお任せというのではなくて、青写真が出てきた時にどこかで審議するなり、あるいは地元で、何か意見を聴取するような手続きは将来必要なのではないかと思うんですよね。今回、県や町で検討を重ねているとは思いますが、将来、そういうシステムをつくらなければいけないと思います。今すぐどうこうという話ではないんですけども、大きな施設なんかをつくる場合にはやはり調整の必要があるかと、それをぜひお考えいただければと思います

(温井委員)

鶴岡市で、プロポーザルで文化会館というものをつくったんですけども、これが、工事費が倍以上かかりまして、市長が選挙で負けてしまいました。その間、先進的で記事になるような話を色々やっているの、ぜひ、町でも色々研究されてはと思います。

(入間田部会長)

つまり、この部会というのは、風致景観の関係で委員の方々の御意見を集めるとなっているので、そういう建物自体の建築デザインに特化した審議をできるようにはなっていないんですね。目的にもなっていない。だからそこはどこかで段階を踏む必要が将来出てくるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

では、この件はおしまいにします。

(3) 報告 特別名勝松島の現状変更許可状況について

(入間田部会長)

では、次に報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局：松野)

それでは、前回部会後の12月15日から今回部会前の2月15日までに取り扱った、特別名勝松島の現状変更について御報告いたします。資料は5ページから8ページを御覧ください。取り扱い総数は54件、今回で今年度の総数は225件となりました。昨年度の同時期では292件でしたので、減少傾向にあると思います。年度末ということもあり、期間延長や計画変更が多く上がってきております。

今回は報告番号25番の、利府町の通路設置について、この次の9ページから12ページに資料を添付しております。申請地は利府町赤沼字浜田の海となります。元々防潮堤設置について許可を受けていますが、漁港内に仮設通路を設置するという計画がありまして、今回はこの仮設通路を恒久的な通路として使用するため申請がありました。文化庁許可案件なので本日分科会に諮問されます。時間も押しておりますので、以上とさせていただきます。

(入間田部会長)

つまり、10ページの写真にあるように、道路をきちんと舗装してやるという話ですね。

(事務局：松野)

はい、そうです。12ページに通路の平面図と断面図を掲載していますが、一部を嵩上げすることで恒久的に使えるようにするという事です。

(山田課長)

砂利敷きですね。

(入間田部会長)

これは国が許可すべきものなので、県としては進達するという扱いですね。

(事務局：松野)

はい。

(入間田部会長)

今回これだけ重点的に紹介いただいた理由というのは。

(事務局：松野)

今回は文化庁許可を中心に見ていった時に、地区区分が海面保護地区で通路となると、どういうものかというのがあったかと思ひまして資料を付けさせていただきました。

(入間田部会長)

そうか、あとは防潮堤とかですね。24番の庭園整備というのは、国の許可なんですね。

(事務局：松野)

こちらは瑞巖寺の庭園整備です。先日の巡見の際にも見ていただいたものです。

(入間田部会長)

瑞巖寺のですね。

時間の関係で概略を御報告いただきましたが、先生方から何か御意見・御質問はございますか。それでは、以上といたします。

(4) その他

※事務局から机上配布の「震災復興の記録」冊子の説明。

※次年度第1回の松島部会の日程について、平成30年4月20日(金)が候補として決定。

(入間田部会長)

それでは、以上で議事の一切を終了いたします。御審議ありがとうございました。

4 閉会

(司会：保存活用班 須賀班長)

部会長はじめ委員の先生方、長時間にわたり大変ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第6回松島部会を終了させていただきます。